

斐川水企第51号
令和5年(2023)6月26日

斐川宍道水道企業団料金等審議会
会長 高橋 義孝 様

斐川宍道水道企業団
企業長 出雲市長 飯塚 俊之



斐川宍道水道企業団水道料金等について (諮問)

当企業団では、平成12年に料金改定を行ってから、20年以上にわたり料金を維持してきましたが、今後給水人口の減少も予想され、経営状況は非常に厳しくなるものと考えています。

現在の水道サービスのレベルを保ちながら、将来世代への負担が過度に大きくなりえない水準で、かつ安定的な内部留保資金を確保するための適正な水道料金の水準、料金体系及び改定時期について、多方面からの客観的なご意見をいただき慎重に検討するため、斐川宍道水道企業団料金等審議会条例(平成10年斐川宍道水道企業団条例第101号)第2条の規定により、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 水道料金の額
2. 料金体系の変更(用途別から口径別へ)
3. 改定時期